

福島県高校生等「奨学給付金」申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯や生活保護受給世帯の方に奨学給付金を給付します。

「返還不要」です。

制度の概要

◆ 対象となる世帯

令和2年7月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

- ① 保護者等が福島県内に住所を有すること
※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。
※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。
- ② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割(令和2年度)が非課税であること
又は生活保護受給世帯であること
※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税であることが必要です。
- ③ 生徒が平成26年度以降に就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること
※ 対象校: 高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等

令和2年度から家計急変世帯向けの支援を新たに開始しました。
詳しくは家計急変世帯向けの案内をご確認ください。

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額)

給付区分	対 象	課程等	生徒の状況	国公立	私立	必要書類
1. 生活保護受給世帯	生活保護(生業扶助)を受給している世帯	専攻科以外		32,300円	52,600円	裏面A
		専攻科		36,500円	38,100円	
2. 所得割非課税世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(1を除く)	通信制及び専攻科以外	第1子	84,000円	103,500円	裏面B
			第2子以降(★)	129,700円	138,000円	裏面C
		通信制及び専攻科		36,500円	38,100円	裏面B

★「第2子以降」とは、保護者等に扶養されているア～エいずれかの兄弟姉妹がいる生徒

ア 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄・姉

イ 通信制の高等学校等に通う弟・妹

ウ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の奨学給付金の対象とならない弟・妹

エ 高等学校等に通う23歳以上の兄・姉

※前倒し給付を申請された方へ

残りの給付額を給付しますので、
忘れずに今回も申請してください。

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込

※ 振込の前に給付決定通知書を郵送します。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要書類(確認チャート参照)を添えて、在学する学校に提出してください。

(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限

令和2年7月28日(火)

注意事項

- ・ 給付を受けるには毎年、申請手続が必要です。
- ・ 対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。
- ・ 高等学校等就学支援金とは別の手続となりますので、忘れずに奨学給付金の申請もしてください。



ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

【お問合せ先】
須賀川高等学校
(電話:0248-75-3325)

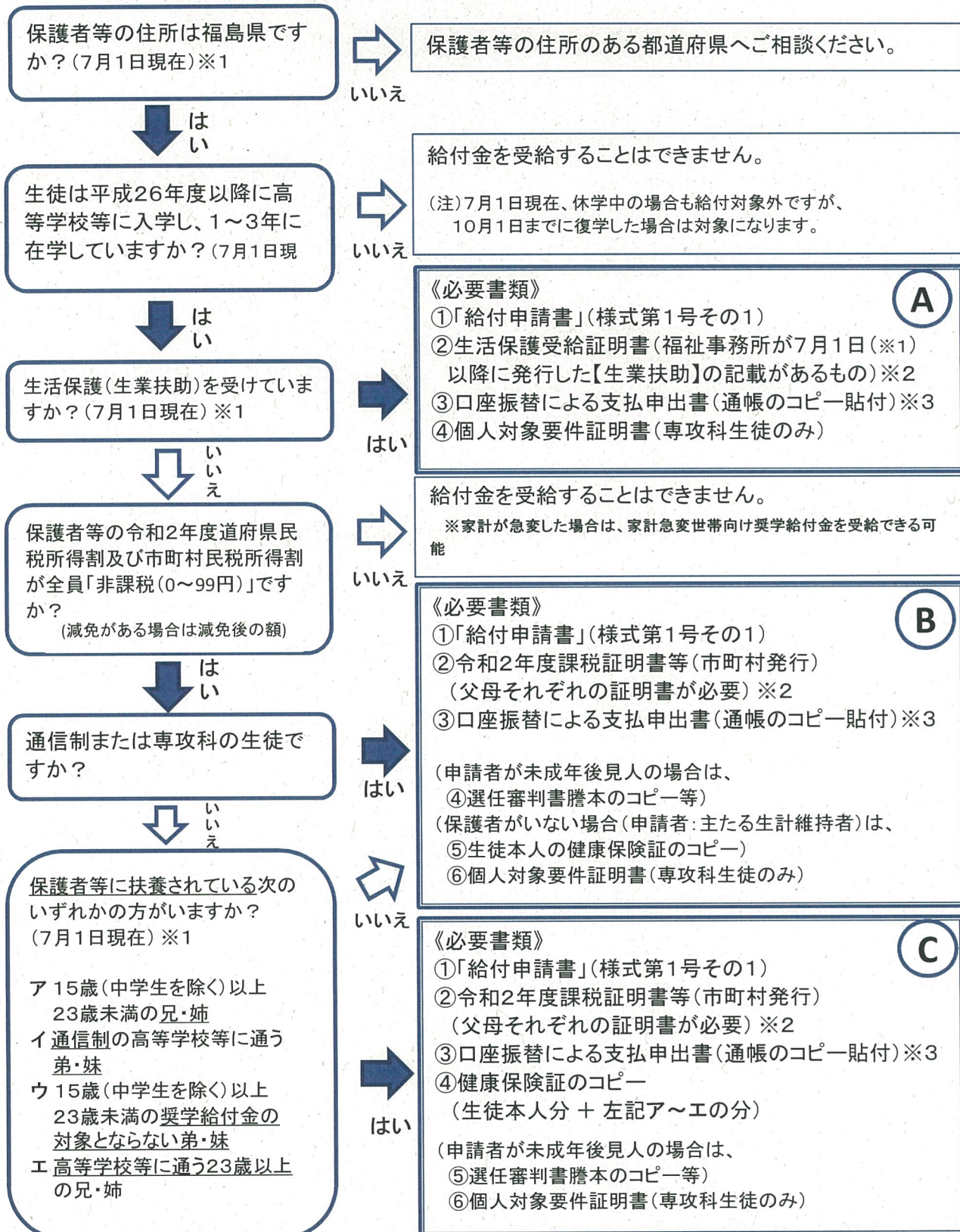
福島県奨学給付金

検索

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当

〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775

<「奨学給付金」必要書類等 確認チャート>※1～3は下段の説明をお読みください。



- ※1 秋入学の生徒は基準日が「入学日」になります。
- ※2 生活保護受給証明書(「生業扶助」の記載がある7月1日以降発行のもの)又は課税証明書等は、就学支援金の申請に使用したもののコピーで構いません。
ただし、控除対象配偶者になっている保護者についても、課税証明書等の提出が必要です。
- ※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。
通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(カナ)がわかる部分を付けてください。
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。(この場合、通帳コピーは不要)